

丹波篠山市立岡野小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月2日

生徒指導担当

1 いじめの防止等のための学校の方針

『いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（平成29年3月改定 いじめ防止対策推進法より）』とある。

上記の考えをもとに、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるという認識のもと、いじめは人権侵害であり絶対に許されない」という基本認識にたち、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「岡野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめを防止するための基本方針として、以下に4点あげる。

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。（豊かな人間関係）
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。それとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。（個の成長）
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。（組織的な取組）
- (4) 教職員がいじめを許さない確固たる信念を持ち、いじめを防止するための判断力や指導力を高めるため、資質の向上に向けた研修等を計画的に行う。（いじめの問題への理解）

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導担当、各学団生活指導担当、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）で組織する。尚、必要に応じてSSW（スクールソーシャルワーカー）を入れる。

(3) いじめ対応チームの役割

- ①学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の敏速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するときの中核としての役割
- ⑤重大事態が（6の項参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

3 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る。」という認識を全ての教職員がもち、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を持たせ、自己有用感を味わわせ、自尊感情が高まるように努める。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的に対処する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	・児童が自尊感情や思いやりの心を持ち、自他の命を大切にし、互いの人権を尊重し認め合うとともに、感謝する心情を育てる。	・「ほほえみ」等を活用した人権、同和教育の推進 ・運動会 (5月) ・人権参観日 (10月) ・人権朝会（学期に1回程度・4回）
道徳教育の充実	・各学年の発達段階に応じたねらいを明確にした項目、教材の選定	・「兵庫版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の推進 ・命の大切さ、規範意識、思いやり、他者理解の教育 ・ネットいじめ防止と情報モラルの共有
学級指導の充実	・好ましい人間関係づくりに基づく学年・学級づくり ・できたことを評価し、自尊感情を高める。	・給食・清掃、休み時間 (毎日) ・当番・係・集会活動 (通年)
体験教育の充実	・見聞を広め自然や文化に親しむとともに、集団生活についての体験を積む活動を行う。	・自然学校 (6月) ・修学旅行 ・校外学習（総合・社会等） ・体験型環境学習の推進 ・クラブ活動 (4年生以上) ・地域との交流活動 (通年)
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	・学校の教育活動全体を通して、他者と関わる機会を増やし、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築く活動を行う。	・道徳の授業（ソーシャルスキルトレーニング） ・日々の授業（ペアトーク） ・児童朝会・集会活動（通年） ・学習発表会（11月） ・ユニバーサルな学級づくり
児童生徒が自ら主体的に行う取組の充実	・自分たちの学校生活をよりよいものにするために、仕事を分担し、主体的に共同で活動することを通して、社会的生活態度を身につける。	・児童朝会 ・委員会活動（5年生以上） ・縦割り班活動（集会活動） ・校外児童会 ・あいさつ運動
特に配慮を必要とする児童への取組の充実	・障害のある児童や外国人の児童への理解を促す取組を行う。	・人権朝会 ・学級指導

4 いじめの早期発見の取組

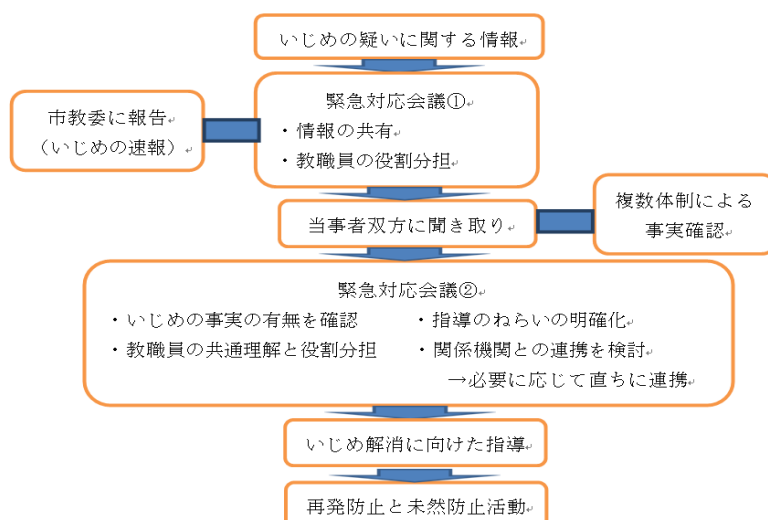
早期発見の基本は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつことである。気づいた情報は確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。また、定期的な面談や各種調査を併用する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
指導体制・相談体制の充実	・学年、学級内の報告、連絡、相談体制を整備し、タテヨコのスムーズな連携に努める。	・生徒指導委員会の開催・充実（月1～2回） ・児童の共通理解（職員会議） ・養護教諭、SCとの連携 ・情報、指導方法の共有化
日々の観察	・休み時間や昼休み、放課後等の子どもたちの様子に目を配り、いじめ発見に努める。	・あのね帳・作文帳・自主学习帳・連絡帳など
教育相談（学校カウンセリング）	・日常生活の中で教職員の声かけや、スクールカウンセラー来校日に気軽に相談できる機会をつくる。	・月に1回以上（4・8月除く）
いじめ実態調査アンケート	・学期ごとにアンケートを行うことで、いじめの早期発見・改善に努める。	・学期に1回以上
保護者との情報共有	・保護者との連携、情報共有	・家庭訪問（随時） ・学校だより（月1発行） ・学年学級通信（週1発行） ・個人懇談会・学年学級懇談会 ・連絡帳・電話連絡
児童の共通理解	・全職員での指導支援	・職員朝会（週3回） ・職員会議での児童の共通理解（月2回）

5 いじめの早期対応の取組

（1）いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した時は、校長を核とした「いじめ対応チーム」が中心となり、学校全体で組織的に対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、事実関係の把握、当該児童の指導など、問題の解消まで迅速に対応する。



(2) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた子どもに対して

ア 子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた子どもに対して

ア 子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けた指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした指導と粘り強い対応を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むこと再確認し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があつたときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



調査結果を市教育委員会に報告



調査結果をふまえた必要な措置の実施

7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ対応チーム会議① 指導方針・計画作成 生徒指導委員会①	生活指導目標・項目 の検討 新学期の学級指導① 学級懇談会での啓発① 校外児童会①	
5	生徒指導委員会②		
6	いじめ対応チーム会議② アンケートの考察 指導・共通理解 生徒指導委員会③	学校運営協議会	いじめアンケート① 保護者アンケート（評価）
7	生徒指導委員会④	夏季休業に向けての指導 個人懇談会での啓発① 校外児童会②	民生児童委員会① 個人懇談会で 児童の様子の聞き取り①
8	教職員研修会 いじめ対応チーム会議③ 情報共有 2,3学期指導計画 生徒指導委員会⑤	気になる児童への 電話連絡・家庭訪問 学習会	
9	生徒指導委員会⑥	新学期の学級指導② 校外児童会③ 学校運営協議会	
10	生徒指導委員会⑦	人権学習 学校運営協議会	
11	いじめ対応チーム会議④ アンケートの考察 指導・共通理解 生徒指導委員会⑧		いじめアンケート②
12	生徒指導委員会⑨	冬季休業に向けての指導 個人懇談会での啓発② 校外児童会④	個人懇談会で 児童の様子の聞き取り② 保護者アンケート（評価）
1	生徒指導委員会⑩	新学期の学級指導③ 校外児童会⑤	
2	いじめ対応チーム会議⑤ 本年度のまとめ 生徒指導委員会⑪	学校運営協議会	いじめアンケート③
3	生徒指導委員会⑫	春季休業に向けての指導 校外児童会⑥	

職員会議（児童の共通理解）
システム会議（学団での共通理解）
いじめ事案発生↓緊急対応会議の開催

学年学級づくり・人間関係づくり
朝のあいさつ運動

日々の観察
児童の共通理解・情報共有